

建設工事等に伴う当社通信ケーブルへの建設用防護管取付に係る 費用負担およびお申込方法の見直しについて

これまで建設工事等において、当社負担で実施しておりました当社通信ケーブルへの建設用防護管取付について、次のとおり建設工事等を行う各事業者さまにご負担いただくこととさせていただきます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 概要

建設工事等を行う各事業者さまにおかれましては、建設業法第28条により、公衆に危害を及ぼさないよう建設工事を適切に施工することが義務付けられております。これまで、各事業者さまにて、建設工事を適切に施工するための安全措置の一つとして建設用防護管※の取付が必要とご判断された場合は、当社へお申込いただき、当社の負担で建設用防護管を取付しておりました。

※建設用防護管は、通信ケーブルに近接して建設工事等を行う際、注意喚起と接触事故の防止を目的に目印として通信ケーブルに取付するものです。

建設用防護管取付は各事業者さまにて実施される安全措置の一つであることに鑑み、この度、当該工事に係る費用を各事業者さまにご負担いただくことにいたしました。また、本見直しに合わせて、お申込方法の見直しも行うことといたしました。

2. 見直し内容

- 2024年10月1日(火)以降の建設用防護管取付のお申込分より、各事業者さまから防護管施工会社に直接お申込いただきます。
- 建設用防護管取付の費用は各事業者さまにてご負担いただき、防護管施工会社へお支払いいただきます。

	申込先	申込方法	費用負担箇所
現行 (2024年9月30日(月)までのお申込※1、2、3)	STNet	お電話等にて	STNet
変更後 (2024年10月1日(火)以降のお申込)	防護管施工会社 (下記参照)	インターネットにて (下記URL参照)	各事業者さま

※1：2024年9月30日(月)までのお申込であっても、当社が受付可能なものは、事業者さまの工事が2024年11月30日(土)までに開始される場合に限りです。また、当社にて期間内に受付したのものにおいても、建設用防護管の取付後、2024年12月1日(日)以降も事業者さまの工事開始が確認できない場合、災害・悪天候等のやむを得ない事由を除き、工事費を請求させていただく場合がございます。(事業者さまの工事開始とは、建設用防護管取付の申込理由となるクレーンや工事用足場等のご使用開始を指します。)

※2：当社お申込の受付時間は、平日9時～17時となります。

※3：2024年9月30日(月)までに当社へ取付をお申込いただいた建設用防護管は、2024年10月1日(火)以降も当社へ建設用防護管撤去をお申込ください。

3. 防護管施工会社について

防護管施工会社は以下のとおりです。申込方法等の詳細はホームページをご確認ください。

防護管施工会社	ホームページURL
四国電力送配電株式会社 (防護管センター)	https://www.vonden.co.jp/nw/bougokan/index.html